

社会福祉法人聖愛育成会 出前講座 事業実施要項

(目的)

第1条 この事業は、各種団体からの要請を受け、社会福祉法人聖愛園育成会(以下「法人」という。)勤務職員を講師として派遣し、講座を行なう事で地域福祉の向上を目的とする。

(利用対象者)

第2条 本事業の対象となる者(団体)は、江刺区内に居住するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各教育施設や、地域団体等で研修会等を企画運営するもの。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、法人が当該事業の利用が必要と認めるもの。

(運営)

第3条 本事業の運営は、社会福祉法人聖愛育成会が行い、聖愛園居宅介護支援事業所内に設置した総合相談窓口「聖愛みんなの相談窓口」が受付等の実務を行う。

(営業日及び時間)

第4条 本事業の営業日は毎日とし、休業日は設けない。

2 出前講座時間は午前9時から午後9時までとする。

(利用時間)

第5条 時間は要相談とする。

(利用申請)

第6条 出前講座を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、出前講座申込書(様式第1号)を法人宛てに提出しなければならない。

(利用決定)

第7条 法人は、前条の申請を受けたときは、利用調整を行い、利用の可否を決定するものとする。

(利用変更)

第8条 講師派遣の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、決定を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、講師派遣事業利用変更(中止)申請書(様式第2号)を法人宛てに提出しなければならない。

(費用負担)

第9条 講師派遣料は原則無料とするが、講義にかかる材料費等は別途徴収する。

(帳簿の整備)

第10条 法人は、この事業の運営に関し必要な帳簿を整備しておくものとする。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年10月1日から施行する。